

**合同窓口公売会が開催されます**

こうちこうばいぷろじえくとPresents合同窓口公売会「the Seller Vol.4」の開催日程が決定しました。

この窓口公売会は、県内の自治体が合同で開催しているもので、公有財産や、差押物件の売却を行うものです。開催日程や、入札方法は次のとおりです。

■開催期間 10月16日(月)～20日(金)

■入札受付時間

- 窓口入札 期間中の午前8時30分～午後5時
- 郵送入札 10月16日(月)～20日(金)の午後5時(最終20日(金)午後5時必着)
- ネット入札 期間中の午前0時～午後11時59分
物品の情報については、10月に運営事務局のホームページなどにて発表します。

■入札場所

- WEB上で指定する入札フォーム
- 県内各市町村税務担当窓口(全34市町村)
- 県内各租税債権管理機構窓口(安芸・南国・高幡・幡多)
- 県内各県税事務所窓口(安芸・中央東・中央西・須崎・幡多)
- 郵送の場合は幡多租税債権管理機構へ(四十十市中村山手通19 高知県幡多総合庁舎3階)(主催)こうちこうばいぷろじえくと

※高知県内にある債権管理機構で構成する窓口公売推進のプロジェクト(令和4年4月1日発足)左記QRコードには、ネット入札期間中以外はアクセスできませんのでご注意ください。



○お問い合わせ

こうちこうばいぷろじえくと事務局
幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構
☎34-1301
(平日午前8時30分～午後5時 正午～午後1時除く)

**黒潮町権利擁護センターくろしお**

同センターは、認知症や障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう支援する専門機関です。成年後見制度などの権利擁護に関する相談受付、広報活動や各種研修などを開催し、住民の皆さんの権利を守るために活動しています。お気軽にご相談ください。

■設置場所 社会福祉協議会 ☎43-2835

■開所時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日・年末年始を除く)

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係
☎43-2124

**給付金のご案内****電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金**

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民の皆さんの生活を支援する取組の1つとして、住民税非課税世帯に対し、1世帯3万円の給付を行っています。

【支給対象となる世帯】

令和5年6月1日時点で黒潮町に住民登録がある方で次のいずれかにあてはまる世帯

①世帯全員の「住民税均等割が非課税」の世帯

対象世帯には、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が送付されています。手続きがお済みでない方は、記載内容を確認しご返送ください。

※令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯は、「申請」が必要です。

②令和5年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変)は「申請」が必要です。

■提出書類 (1)申請書

(2)収入申告書(令和5年1月～申請月までで家計急変となった任意の1カ月)

(3)給与明細など、(2)の申告書の根拠となるもの

(4)世帯主の本人確認書類(免許証、保険証など)

(5)世帯主名義の振込名義のわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)

子育て世帯生活支援特別給付金

子育て世帯への支援のため、児童1人あたり5万円の給付を行っています。(令和6年2月末までに生まれた新生児なども対象)

【支給対象となる世帯】

令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当の対象となっている障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などで

①令和5年度の「住民税均等割が非課税」の方

■提出書類 (1)申請書

(2)世帯主の本人確認書類(免許証、保険証など)

(3)世帯主名義の振込名義のわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)

②令和5年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった方(家計急変)

■提出書類 ※上記の(1)～(3)に加え

(4)収入申告書もしくは所得申告書

(5)給与明細など、(4)の申告書の根拠となるもの

その他、不明な点は、下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112

本庁 健康福祉課 福祉係

☎43-2124